

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する

第22条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第29条及び第29条の2を削り、第29条の3を第29条とする。

第33条第1項及び第2項中「年末年始出勤手当及び」を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第27条関係）

支給対象となる職務	支給額
下水処理作業	日額700円
除じん作業	日額650円
下水処理機械整備作業	日額600円
疏水除じん作業，下水水質試験，下水道管路巡視作業，ポンプ場巡視作業，下水処理技術及び下水排水調査・規制業務	日額500円
滞納整理	日額450円
浄水作業及び疏水維持作業	日額400円
水道管路管理業務	日額350円
疏水現場技術及び下水現場技術	日額300円
漏調監督，開閉栓業務，浄水場維持整備作業，水道水質試験及び守衛	日額200円
水道現場技術，下水道認定業務及び用地管理業務	日額150円

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）